

# 若い手へ樹園地の面的集積を実現、 遊休化を防ぐ…地元機関・団体の連携

玉名市 旧天水町大久保宏倫さん

熊本県玉名市天水町小天（おあま）は、名だたるみかんの旧産地である。熊本市河内町に隣接し、有明海に面している。天明2年（1782年）には温州みかんが植えられたという。その後も、この地は気象条件と土壤に恵まれ、さらにみかん作りに情熱をかけた人材が輩出して発展した。そして技術や販売などの面で先進性を發揮した。昭和30年ごろには他産地に先駆けて、みかん経営が隆盛期を迎えて農家の母屋の新築が相次ぎ、「みかん御殿」という言葉が使われるようになった。テレビ、オートバイ、四輪トラック、動力噴霧器などがこのころ普及していた。そしてこの隆盛は昭和50年代まで30年間続いた。

## 遊休樹園が目立つ

こうした小天のみかん栽培も、他産地と同様、その後衰退に転ずる。そして今や、農業従事者の高齢化と価格の低迷とともに、樹園地に遊休地が目立つようになってきた。今回訪問した小天の八久保地区の樹園地でも、遊休園地があちこちにみられた。急傾斜の園地だけではない。このことは町（現在では玉名市）当局でも農政上の大好きな課題になっている。農業委員会でも10年前から農地パトロールを行うなどして遊休化防止の啓発を行ってきていたが、労働力の高齢化、みかんとハウス園芸の複合経営農家での労働力不足などから園地の放棄が続いた。狭い園地、北斜面の園地が真っ先に放棄されている。一部は山に戻すしかないとみられる園地がある反面、耕作条件などに恵まれ、どうしても園地として残さなければならないものがあると関係者はみている。

以下で紹介する事例は、どうしても残さなければならぬ園地を、一人の若い手に集積するために地域の機関・団体が連携して熊本県農業公社の機能をうまく使いながら立派な樹園地として活用しているものである。

## 若い手への期待

地域の期待を担う大久保宏倫さん（42歳）のプロフィールを述べておこう。

彼は熊本県立農業大学校を卒業してすぐに父親がやっていたみかん農業に従事した。曾祖父の時代からみかん農業をやってきているので、彼は4代目である。大久保家は宏倫さん、妻の恭代さんと父、母の4人が農業に従事し、平成17年5月に経営改善計画の



大久保さん夫妻と右は元農業委員会長の吉田さん

認定を受け認定農業者となっている。この当時の経営面積はすべて樹園地で、父の代からの自作地が235アール、宏倫さんが取得したものとして平成2年に農業公社から購入したものが97アール（後述）と他に借入地257アールがあり、経営面積は合計492アールで、大きく分けて4団地、遠い団地は車で40分と30分である。妻の恭代さんは当時、看護師として病院勤務と子育てを行っていたが、宏倫さんが更なる規模拡大の意向をもつて樹園地取得を農業委員会に相談したとき、病院勤務を辞め、農業従事と子育てに専念することとした。恭代さんは農業従事の感想を「太陽に慣れるのが大変だった」という。また、宏倫さんは地元農協の柑橘部会の委員として活躍している。

彼が本格的に規模拡大に乗り出したのは、平成2年。自宅から車で40分のところにある樹園地97アールを農業公社の「担い手農地保有合理化促進特別事業」で、5年間の一時貸し付けを経て購入した。この規模拡大に伴いスピード・プレイヤーの購入など初期投資を行ったので、農業公社からの5年間の一時貸し付けは経営的に助かったという。

その後も大久保さんは規模拡大したいという意欲をもって土地探しを続けた。最近のみかん栽培は技術の進歩、マルチ栽培の普及やセンサー選果機による選果に対応するため、きめ細かな作業が必要になってきた。マルチの被覆、かん水、収穫後のお礼肥えの投与、葉面散布などの作業、さらにセンサー選果機は糖度、酸度の数値による容赦ない評価が下されることから、よりきめ細かな栽培管理が求められるようになってきた。これに対応するためには、自宅に近く、かつ集団性をもった樹園地が必要で、運搬を考えると道路条件は欠かせないものと考えた。適地探しに10年を要した。



公社からの買入地、集団化しているが、遊休地が近くにみられる

## 地元の総力を挙げた土地利用の集積作業

幸い自宅から車で3分のところにあった自作地15アールの近くに売り地がある旨、親戚から声がかかった。できればここで集団的に樹園地を取得したいとい考え、農業委員会に相談した。土地条件がよく、所有者の労働力などからみて流動化の可能性がある適地であった。

大久保さんから相談を受けた農業委員会は、この地域の樹園地4ヘクタールは遊休化させてはならない土地だとみて、面的にまとめて大久保さんに提供することで一致した。

農業委員を総動員して農地所有者への個別訪問を繰り返した。ここで動員された農業委員は、地権者21人に対して、その住所地の地区から選出された委員5人が動員された。その際の注意点として2点が確認された。1つは売買価格は樹体のいかんにかかわらず同一価格で、絶対に譲歩しないこと、樹体の善し悪しは取得後改植するから関係ないと考えであり、譲歩すれば価格のつり上げが出て話がまとまらないとの認識だ。

第2は、地権者は価格面で折り合いが付かないと、「よか！山にするから」というので、たとえ話がまとまらなくても、絶対に終わりにしてしまわず、必ずもう一度訪問する糸口を残しておくことである。元農業委員会長の吉田さんは「まとまるまでに何度訪問したか…」、そして「決め手は、大久保さんの父親の信用だった。あの人の息子なら、といって譲ってくれた」と述懐する。こうして話がまとまったのは地権者23人のうち11人、32筆170アールであった。

農業委員会では、話がまとまった農地を平成15、16年度に4回に分けて農業公社に売却させた。1回目は地権者7人、26筆102アール、2回目は同2人、3筆52アール、3回目は同1人、1筆2アール、4回目は同1人、2筆14アールであった。農業公社は、この農地を農地保有合理化促進事業（担い手育成タイプ）として買い入れて、平成15、16年度に2回にまとめて大久保さんに5年間一時賃貸した。彼は借入農地の樹体を抜根し、農作業の平準化、価格などを考慮して、品種を選定してみかんを新植した。遊休地だった園地も整備した。これらの作業に必要なバックホーを農業近代化資金で取得し、さらにスーパーL資金を利用して井戸を掘り、ポンプアップをし、園内全体にかん水するための施設整備をした。今回も規模拡大に際して初期投資が必要だった。彼は今回も「5年間の一時貸し付けは何かと資金が必要な時期に、土地代の手当を急ぐ必要がなく、経営的に大変助かった」としみじみ述べた。そして20年6月にスーパーL資金を活用して借入農地を一括して農業公社から買い入れた。農業公社の活用については、大久保さんは「面倒な登記事務をやってくれたし、農地取得のための資金の手当を急ぐ必要もなかった。自分は農業公社だけを相手にしておけばよかった。おそらく相対の売買で取得しようとしたらこれだけの農地はまとまらなかつたであろう」と述べ、農業委員会の元会長の吉田さんも「話がついた都度、農業公社に売ることができ、売買代金の心配もいらなかつたことが大きい」と述べた。

この地域で話がつかなかつた樹園地がある。地権者にして12人、その中で面積が大きかつたのは、贈与税納税猶予の対象になったものが約2ヘクタールで現在は遊休地になっている。また、農業委員会が乗り出す直前に売買された農地などもあった。その後、大久保さんは隣接地15アールを借り入れた。



大久保さんの園地で。左から県公社の竹村參事、大久保さん、吉田さん

## 大久保さんの経営方針

規模拡大の結果、大久保さんの経営地は4団地で677アールとなった。園地整備は、先人が築いた石垣の意味を考え、努めてそのままにし、スピード・スプレヤーが入る程度の整備に止めている。水は不可欠であるのでかん水施設に工夫を凝らして整備したので、

きめ細かな栽培管理ができるし、農作業の平準化や販売価格などを考慮して極早生、早生、中生、普通を植栽した。また、センサーによる選果が酸度、糖度の数値化によって評価するので、それに対応できる栽培管理に努めている。今回取得した園地の近くにもう2ヘクタールもまとまれば、離れた所にある園地は処分して効率化を図りたいとしている。

大久保さんは感謝の気持ちを忘れない。当時の農業委員会事務局長の池田さんから「大事な家の財産を君に譲ってくれたのだから、その思いを忘れるな」といわれ、譲ってくれた地権者に感謝の意味を込めて年賀状を欠かさないという。3人の子どもに対しては「子どもは、自分がそうであったように親の背中をみている。子どもにも恥じない経営をしたい」としている。また、彼には尊敬するみかん経営者が和水町にいるので「迷ったときには彼の畑を見に行く、夜でも。そうすると心が和むし、前向きになる」という。

とかく経営環境が悪化していく中で、常に前向きに経営していく大久保さんにエールを送りたい。また、彼に園地を集積した地域の関係者の皆さんへの努力と園地を遊休化させないとの使命感にも敬意を表したい。

**担い手へ樹園地の面的集積を実現、遊休化を防ぐ・・・地元機関・団体の連携**  
(玉名市 旧天水町大久保宏倫さん)

(農地ふあ一むらんど No49 平成21年12月号掲載)